

寒川町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 30 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 14 号

寒川町町税条例の一部を改正する条例

寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条中「第 10 条の 2 の 10」を「第 10 条の 2 の 12」に改める。

附則第 8 項の見出し中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)附則第 18 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 号)附則第 22 条第 1 項」に、「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町町税条例附則第 8 項の規定は、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。